

**美幌町義務教育学校整備基本設計業務委託
現況測量調査仕様書**

令和8年4月

美 幌 町

第1章 総則

第1条 (目的)

本業務は、対象区域における地形・地物の現況を把握し、設計・計画に必要な基礎資料を作成することを目的とする。

第2条 (適用範囲)

1. 本仕様書は、本業務に適用する。
2. 本仕様書に定めのない事項は、以下に準拠する。
 - ・ 公共測量作業規程の準則
 - ・ 国土地理院 の関連通達
 - ・ 測量法および関係法令
 - ・ 北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書

第3条 (業務場所)

美幌町字美幌町字西2条北3丁目1番地の1、西2条北4丁目1番地の1

第2章 業務内容

第4条 (業務概要)

- ・ 基準点測量
- ・ 現地測量 (地形・地物)
- ・ 路線測量
- ・ 図面作成
- ・ 写真
- ・ 成果品作成

第3章 測量作業

第5条 (基準点測量)

現地測量及び路線測量を実施するため、その基準となる基準点を設置する。

- ・ 3級基準点測量 2点
- ・ 4級基準点測量 12点
- ・ 作業計画、選点、観測、計算整理(永久標識設置なし、伐採含まない)

第6条 (現地測量)

平面図を作成するための現地測量を実施する。業務区域内の地形・地物について、その位置、形状及び高さなどを測定し、現況図作成に必要な資料を作成する。

- ・ 現地測量 $A=0.043\text{km}^2$
- ・ 平面図 1/500(方位、BM、位置図(S=10,000~25,000)、境界杭を記載)
- ・ メッシュ図 1/500(平板測量及び縦横断測量の成果を基に作図すること。)
- ・ 作工物調査図 適宜
- ・ 作工物調査詳細
 1. 建物、塀・擁壁、電柱・マンホール・標識等、樹木、遊具ほか測量区域内のあらゆる作工物を詳細に調査して図示すること。
 2. 敷地内排水等について、流末先を確実に追跡調査し、マンホール等については、所轄官庁等の資料により構造等を詳細に図示すること。
 3. 既設の建物の高さ(入口等)や施設の高さ等について詳細に図示すること。
 4. 排水系統図を作成すること。また、調査区域に隣接する公道の定規図を作成すること。

第7条 (路線測量)

縦断図及び横断図を作成するための路線測量一式を実施する。

- ・ 作業計画 N=1 業務

- ・ 現地踏査 L=0.25km
- ・ 中心線測量 L=0.25km(中心点座標計算、測定設置、線形地形図の作成、点検整理)
- ・ 仮BM設置測量 L=0.25km(測定設置、計算、点検整理)
※工事の支障にならない箇所に設置すること。
- ・ 縦断測量 L=0.25km(観測、縦断図作成、点検整理)
- ・ 横断測量 L=0.25km(観測、横断図作成、点検整理)

第4章 成果品

第8条 (提出成果)

1. 図面成果
 - ・ 現況平面図 (CADデータ含む)
 - ・ 縦断図・横断図
 - ・ 作工物調査図
 - ・ 測量記録綴(観測手簿、計算簿、成果表、精度管理表等を含む)
 - ・ 写真帳
2. 電子成果品
 - ・ SXF形式 (P21)
 - ・ PDF
 - ・ 座標データ (CSV)
3. 部数
 - ・ 紙媒体 3部
 - ・ 電子媒体 1式

第5章 品質管理

第9条 (精度管理)

- ・ 測量誤差は公共測量作業規程の準則に適合すること。
- ・ 閉合差計算書を提出すること。
- ・ 内部検定を実施すること。

第10条 (安全管理)

作業時は安全管理計画を提出すること。
事故発生時は速やかに報告すること。

第6章 その他

第11条 (疑義)

仕様書に疑義が生じた場合は、業務担当員と協議する。